

事 務 連 絡

平成 27 年 7 月 21 日

都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

振 興 課

老 人 保 健 課

「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」
の一部訂正について（追加）

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」については、平成 27 年 3 月 31 日に送付したところですが、その一部について追加訂正がありますので、別紙のとおり、ご連絡いたします。

訂正後の「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料」については、近日、WAMNETに掲載する予定ですので、併せてご連絡いたします。

つきましては、貴管下市町村等への周知方よろしくお願いいたします。

<照会先>

（インタフェース関係）

介護保険計画課 システム管理指導官 松田

電話 03-5253-1111（内線 2166）

（介護報酬改定関係）

老人保健課 高橋、戸田、原（内線 3961）

（介護予防・日常生活支援総合事業関係）

振興課基準第 1 係 石黒（内線 3983）

平成27年3月31日介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）からの訂正箇所

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
I-1_(資料1)_介護報酬の算定構造				
1	2 介護保健施設サービス	※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。	同	※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
2	9 介護予防短期入所療養介護費	※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション機能強化加算は算定しない。	同	※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション機能強化加算は算定しない。
I-3-2_(資料3)介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点についての一部改正別表				
3	別紙13-3	4 介護療養型医療施設（療養機能強化型）に係る届出内容 ② 医療処置の実施状況 ② 前3月間の喀痰吸引を実施した入院患者等の総数（注2） ③ 前3月間の経管栄養を実施した入院患者等の総数（注2・3） ④ 前3月間のインスリン注射を実施した入院患者等の総数（注2・4）	同	4 介護療養型医療施設（療養機能強化型）に係る届出内容 ② 医療処置の実施状況 ② 前3月間の喀痰吸引を実施した入院患者等の総数（注2・3） ③ 前3月間の経管栄養を実施した入院患者等の総数（注2・4） ④ 前3月間のインスリン注射を実施した入院患者等の総数（注2・5）
4	別紙13-3	4 介護療養型医療施設（療養機能強化型）に係る届出内容 ③ ターミナルケアの実施状況 ③ ①に占める②の割合（注5）	同	4 介護療養型医療施設（療養機能強化型）に係る届出内容 ③ ターミナルケアの実施状況 ③ ①に占める②の割合（注6）
5	別紙13-3	注2：②、③及び④のうち複数に該当する者については、いずれかひとつについてのみ含めること。	同	注2：②、③及び④のうち複数に該当する者については、各々該当する数字の欄の人数に含めること。

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
6	別紙13-3		同	<u>注3：過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者(入院期間が1年以上である入院患者にあっては、当該入院期間中(入院時を含む。)に喀痰吸引が実施されていた者)であって、口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されているものを含む。</u>
7	別紙13-3	注3：過去1年間に経管栄養が実施されていた者であって、経口維持加算を算定されているものを含む。	同	<u>注4：過去1年間に経管栄養が実施されていた者(入院期間が1年以上である入院患者にあっては、当該入院期間中(入院時を含む。)に経管栄養が実施されていた者)であって、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されているものを含む。</u>
8	別紙13-3	注4：自ら実施する者は除く。 注5：診療所の場合は、①に占める②の割合と、19を当該診療所の介護保険適用病床数で除した数との積を記入すること。	同	<u>注5：自ら実施する者は除く。 注6：診療所の場合は、①に占める②の割合と、19を当該診療所の介護保険適用病床数で除した数との積を記入すること。</u>
9	別紙20	サービスの種類 訪問型サービス(独自/定額) 通所型サービス(独自/定額)	同	サービスの種類 <u>訪問型サービス(独自/定額)</u> <u>通所型サービス(独自/定額)</u> を削除
10	別紙20		同	サービスの種類 <u>その他サービス(配食/定率)</u> <u>その他サービス(見守り/定率)</u> <u>その他サービス(その他/定率)</u> を追加
I-9_(資料9)_月額包括報酬の日割り請求にかかる適用				
11	3	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 月途中の事由 終了 ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)	同	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 月途中の事由 終了 ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の <u>入所</u> (※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の <u>入居</u> (※1)

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
IV-5-8_(資料5)8 インタフェース仕様書 [保険者編] _新旧対照表				
12	—		No.650	項番3 ＜内容＞ 請求対象となる領収書記載年月 (西暦年月 (YYYYMM)) を設定する。 を追記
13	—		No.653	項番9 ＜内容＞ 請求対象となる住宅着工年月日 (西暦年月日 (YYYYMMDD)) を設定する を追記
14	No.650～920		No.651～922	No. 12、13 の追加に伴いNo.を修正
IV-5-12_(資料5)12 インタフェース仕様書解説書 [保険者編] _新旧対照表				
15	No.20	異動区分コード2： 異動事由03： ＜要介護状態区分コード＞ 要支援 経過的要介護 ＜設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間＞ 平成27年3月以前は3ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2） 平成27年4月以降は3ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2）	同	異動区分コード2： 異動事由03： ＜要介護状態区分コード＞ 要支援 経過的要介護 ＜設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間＞ 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）
16	No.22	異動区分コード2： 異動事由99： ＜要介護状態区分コード＞ 要支援 経過的要介護 ＜設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間＞ 平成27年3月以前は3ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2） 平成27年4月以降は3ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2）	同	異動区分コード2： 異動事由99： ＜要介護状態区分コード＞ 要支援 経過的要介護 ＜設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間＞ 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
17	No.25	異動区分コード3： 異動事由02： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2） 平成27年4月以降は3ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2）	同	異動区分コード3： 異動事由02： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）
18	No.27	異動区分コード3： 異動事由99： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2） 平成27年4月以降は3ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2）	同	異動区分コード3： 異動事由99： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）
IV-5-22_(資料5)22 インタフェース仕様書 [保険者編②]				
19	P335	項番3 〈内容〉 請求対象となるサービス提供年 月（西暦年月（YYYYMM））を設定 する。	同	項番3 〈内容〉 請求対象となる領収書記載年月 （西暦年月（YYYYMM））を設定す る。
20	P335	項番9 〈内容〉 請求対象となるサービス実施年 月日（西暦年月日（YYYYMMDD）） を設定する	同	項番9 〈内容〉 請求対象となる住宅着工年月日 （西暦年月日（YYYYMMDD））を設 定する
IV-5-28_(資料5)28 インタフェース仕様書解説書 [保険者編]				

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
21	P2-1	異動区分コード2： 異動事由03： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2） 平成27年4月以降は3ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2）	同	異動区分コード2： 異動事由03： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）
22	P2-1	異動区分コード2： 異動事由99： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2） 平成27年4月以降は3ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2）	同	異動区分コード2： 異動事由99： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）
23	P2-1	異動区分コード3： 異動事由02： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2） 平成27年4月以降は3ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2）	同	異動区分コード3： 異動事由02： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
24	P2-1	<p>異動区分コード3： 異動事由99： <要介護状態区分コード> 要支援 経過的要介護 <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成27年3月以前は3ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2） 平成27年4月以降は3ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2）</p>	同	<p>異動区分コード3： 異動事由99： <要介護状態区分コード> 要支援 経過的要介護 <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）</p>